

太陽光発電の 新たな買取制度のご案内

平成21年11月1日 実施



東京電力

TEPCO

低炭素社会実現に向けて、太陽光発電の導入拡大を図るために、平成21年11月1日より「太陽光発電の新たな買取制度」が開始されることになりました。

新買取制度において、お客さまが設置された太陽光発電設備から発生する余剰電力（自家消費した分を差し引いた余りの電気）は、法令で定める条件により電力会社が買い取らせていただくことになります。

このたび、法律^{*}にもとづく経済産業大臣告示として、具体的な買取対象、買取単価、買取期間等が示されましたので、お知らせいたします。

^{*}「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成21年8月28日施行）

新買取制度における買取対象

◎新買取制度における買取対象は、太陽光発電設備からの余剰電力となります。

ただし、発電事業目的で設置されたもの等、以下のケースについては、買取対象外となります。

○太陽光発電設備容量が500kW以上の場合

○高圧供給、かつ、太陽光発電設備容量が50kW以上で、太陽光発電設備容量が契約電力を上回る場合

○一定の季節や夜間にのみ負荷がある契約（公衆街路灯、定額電灯、深夜電力、農事用電力、融雪用電力、臨時電灯、臨時電力）に設置する場合

○その他発電設備等（家庭用燃料電池、ガスエンジン、蓄電池等）を併設している場合で、逆潮流防止リレーを設置していないもの

新買取制度における買取単価

太陽光発電設備からの余剰電力に対し、お客さまの太陽光発電設備容量や太陽光以外の自家発電設備の併設状況等に応じて、以下の買取単価が適用されます。

（円/kWh、税込）

区分 太陽光発電設備容量	住宅用（低圧供給）		非住宅用（高圧供給）	
	太陽光単独の場合	その他発電設備等を併設の場合	太陽光単独の場合	その他発電設備等を併設の場合
10kW未満	48.00	39.00	24.00	20.00
10kW以上	24.00	20.00		

※単価は、平成22年3月31日までに太陽光発電設備の設置申込みを受け、同年6月30日までに買取を開始した場合（新買取制度における買取単価の適用開始日以前に設置されたものを含む）に適用いたします。

※「太陽光発電設備容量」とは、太陽電池の出力とインバータの出力のうち小さい方の値となります。

※「その他発電設備等を併設の場合」とは、太陽光発電設備以外の自家発電設備等（家庭用燃料電池、ガスエンジン、蓄電池等）を併設されている場合で、かつ、当該設備から発生した電気の当社系統への逆潮流はないものの、当該設備の併設によって太陽光発電設備から発電された電気の当社系統への逆潮流量が増加しうる場合をいいます。

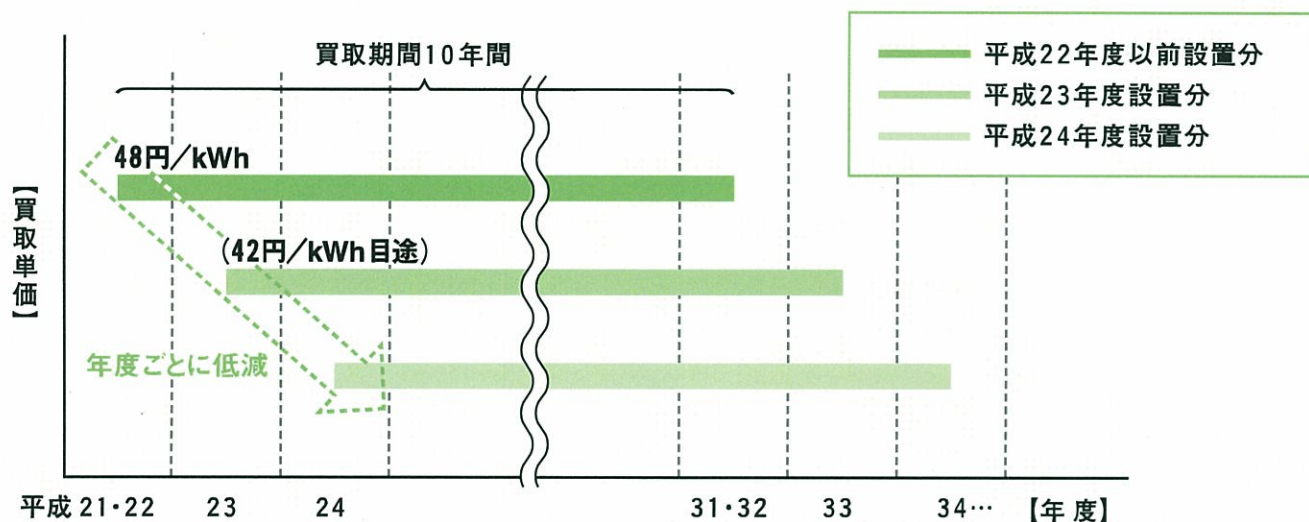
新買取制度における買取期間と買取単価の見直し

新買取制度における買取単価は、平成21年11月の検針日以降発生する余剰電力について適用いたします。太陽光発電設備を設置以降10年間は、同一の買取単価で買い取らせていただきます(新買取制度実施以前に設置された場合は、平成21年11月の検針日以降10年間といたします)。

なお、買取単価は年度ごとに低減される方向で見直されていくことになっています。

■ 買取期間と買取単価(国の審議会(買取制度小委員会)資料より作成したイメージ図)

[住宅用・太陽光発電設備容量10kW未満・太陽光単独の場合]



※平成22年度以降の買取単価は、正式には太陽光発電設備の価格の低減状況等を踏まえて、毎年度国の審議会(買取制度小委員会)で審議され、経済産業大臣より示されることとなっています。

※買取期間満了後の買取条件は、買取期間満了前に当社が定め、お知らせいたします。

◆ 新買取制度に関するお問い合わせは… ◆

- お申込み、契約手続き等に関するお問い合わせにつきましては、お近くの当社カスタマーセンターまでお願いいたします。カスタマーセンターの連絡先等は、当社ホームページをご覧ください。

【東京電力ホームページ】 <http://www.tepco.co.jp/>

※カスタマーセンターへお電話いただきますと、音声ガイドが流れます。

「8」を選択していただきますと、オペレータにおつなぎいたします(音声ガイドの途中でも選択していただけます)。

※受付時間 月～金曜日の9～17時(休・祝日を除く)

- 新買取制度に関する審議会の内容、関連法令、制度内容等につきましては、経済産業省のホームページ等をご覧ください。
- 新買取制度の詳細内容、適用等に関するご質問、ご意見につきましては、下記にお願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁 新エネルギー対策課】 電話 03-3501-1511(内線4551～4556)

URL <http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/index.html>

主なご質問

Q.新しい買取条件による買取はいつから開始するのか？

A.平成21年11月の検針日以降発生する余剰電力から適用開始となります。

Q.住宅用(低圧供給)において、太陽光発電設備容量が「10kW未満の場合」と「10kW以上の場合」とで買取単価が異なる理由は？

A.住宅用(低圧供給)のうち10kW以上の太陽光発電設備を設置される方の買取単価につきましては、新買取制度による買取の総額と国民への負担を可能な限り抑えるという観点をふまえ、非住宅用(高圧供給)の方と同水準とすることが、国により定められました。

Q.「その他発電設備等を併設の場合」が「太陽光単独の場合」よりも買取単価が低い理由は？

A.自家発電設備等を併設することによって余剰電力量が増加する結果(押し上げ効果)となります。このような押し上げ効果に相当する部分については、太陽光発電からの余剰電力とは同等ではないため、押し上げ効果に相当する部分の価値を減じた単価とすることが、国により定められました。

Q.電力会社は買取を義務付けられているのか？

A.経済産業大臣告示において、電力会社は国の定めた買取条件で買い取る事が定められています。

Q.買取期間満了後(10年後)の買取条件はどうなるのか？

A.買取期間満了後の買取条件につきましては、買取期間満了前に当社が定め、お知らせいたします。

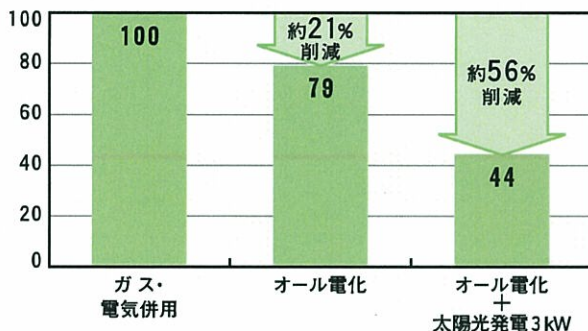
Q.新しい買取制度の対象外となる設備からの余剰電力の買取条件はどうなるのか？

A.当社まで個別にお問い合わせください。

太陽光発電を導入するなら「オール電化住宅」をおすすめします。

空気の熱や太陽の光など再生可能エネルギーを活用するヒートポンプや太陽光発電を採り入れたオール電化住宅は、毎日が快適でありながらCO₂を大幅に削減することができ、低炭素社会の実現に大きく貢献します。

■住宅におけるCO₂排出量比較



<試算条件>

●建物条件：木造戸建、地上2階、4LDK約122㎡ ●家族人数：4人 ●断熱性能：次世代省エネルギー基準IV地域相当 ●太陽光発電：発電量3,000kWh/年 ●太陽光発電による削減効果には、自家消費分と余剰電力購入分を含む ●CO₂排出原単位：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(電気は新潟県中越沖地震以降の柏崎刈羽原子力発電所停止による影響がない東京電力2006年度実績値0.339kg-CO₂/kWh。なお直近の2008年度実績排出原単位は0.418kg-CO₂/kWh) ●年間負荷：電灯コンセント10.8GJ/年 24H換気他1.5GJ/年 給湯20.2GJ/年 調理2.0GJ/年 床暖房2.4GJ/年 暖房6.3GJ/年 冷房8.0GJ/年 ●システム比較(数字は機器効率)：[ガス・電気併用住宅] 給湯 潜熱回収型給湯暖房機0.95 調理 ガスコンロ0.56 床暖房 潜熱回収型給湯暖房機0.87 暖房 エアコン4.56 冷房 エアコン4.23 [オール電化住宅] 給湯 エコキュート3.20 調理 IHクッキングヒーター0.90 床暖房 ヒートポンプ温水床暖房3.73 暖房 エアコン4.56 冷房 エアコン4.23